

|                                                  |  |
|--------------------------------------------------|--|
| 備 考                                              |  |
|                                                  |  |
|                                                  |  |
|                                                  |  |
|                                                  |  |
|                                                  |  |
| 注意事項                                             |  |
| 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。       |  |
| 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。         |  |
| 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。                  |  |
| 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。                         |  |
| 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。 |  |